

## 協会けんぽからのお知らせ

# 健康保険証が使用できるのは、 退職日までです。



使えない健康保険証と知りつつ使用した場合、詐欺罪に問われる場合もあります。

必ず、お勤めしていた事業所へ返却願います。

※無効となった健康保険証を、ご自身で、ハサミ等を入れて処分することは出来ません。  
必ず事業所に返却してください。

退職後は、新しい健康保険に加入し、医療機関等を受診をする際は、  
必ず新しい健康保険証を使用しましょう。

資格喪失日(退職日等)以降は、主に以下のいずれかへのお手続きが必要となります。  
それぞれ、加入条件がありますので詳しくはお電話等でお尋ねください。

### 1.協会けんぽの任意継続

➡ 協会けんぽ(代表電話番号 **054-275-6601**) にお問い合わせください。

### 2.市区町村の国民健康保険

➡ お住まいの市区町村国民健康保険担当課にお問い合わせください。

### 3.ご家族の健康保険の扶養家族

➡ ご家族の勤務先にお問い合わせください。



## 《誤って使用してしまった場合》

無効健康保険証で受診した場合の医療費は、後日返還していただくこととなります。

協会けんぽでは、返還いただくまで、文書や電話による催告を行い、その後自宅や会社への訪問、裁判所への法的手続きによる回収を行っております。

# よくあるお問い合わせ

## Q1. 月途中で退職しましたが、保険証は月末まで使えますか？

保険証は、退職した日までしか使用できません。  
退職後や扶養解除後に医療機関等を受診する際は、必ず病院等の窓口にご相談してください。

## Q2. 新しい保険証が届くまで以前の保険証は代わりとして使えますか？

退職日の翌日以降はご使用できません。

## Q3. 手元に保険証がない場合、病院に受診することができますか？

医療機関等を受診する際は、必ず病院等の窓口にご相談してください。

## Q4. 退職後誤って資格がない保険証を使用したらどうなりますか？

退職・扶養解除などで資格喪失をした日以降にそれまでの保険証を使用すると、協会けんぽ負担分を返還していただくことになります。

※総医療費:10,000円の場合、自己負担額3割の場合



## Q5. 保険証の返却が遅れた場合どうなりますか？

ご使用されなくても、保険証返納催告の通知が届くことになります。速やかにご返却ください。

## Q6. 本人は退職しないが扶養家族が抜ける場合は使えませんか？

勤務している本人は使えますが、扶養から抜ける家族は解除日以降ご使用できません。

### お問い合わせ先

全国健康保険協会 静岡支部 レセプトグループ

〒420-8512 静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア

電話 054-275-6601

※ご連絡は、日本語が話せる方(知人・友人など)からご協力ください。